入札説明書等配布一覧表

物品等の名称［A重油］

No	名　　称	部数等
1	入札説明書 （添付様式） ・一般競争入札参加資格確認申請書 ・競争入札に関する質問書 ・入札書 ・委任状	1部
2	仕　様　書	1部

（注）上記内容について、落丁等がないか確認してください。

山形県高度技術研究開発センター

入 札 説 明 書

A重油の調達に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和 39 年3月 県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部局等

⑴ 契約に関する事務を担当する部局
〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1
山形県高度技術研究開発センター 総務調整課 電話番号 023-644-3222

⑵ 申請書類等の提出場所
〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1
山形県工業技術センター 総務課 電話番号 023-644-3222

2 入札参加者の資格

⑴ 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。

⑵ 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

3 入札参加資格の審査等

⑴ 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するため、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を、公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格の有無について契約担当者の審査を受けなければならない。

⑵ 提出書類

ア 入札参加者の資格に関する書類

（ア） 競争入札参加資格者名簿（物品及び役務の調達）に登載されている者

a 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第1号）

b 入札公告3の⑻を証明する書類（パンフレット等の任意書類）

⑶ 上記⑵の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。

⑷ 申請書を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。

⑸ 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

4 入札参加資格審査結果の通知

⑴ 入札参加資格の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和8年3月 17 日（火）までに通知する。

5 仕様書に関する質問等

⑴ 仕様書に関し質問がある場合は、令和8年3月 13 日（金）正午までに契約担当部局に別紙様式第7号により持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。なお、郵送による場合は、上記期限まで契約担当部局に到達しなければならない。

⑵ ⑴の質問に対する回答は、質問者あて書面により行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、山形県工業技術センターにおいて閲覧に供する。

6 入札の辞退等

⑴ 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する物品等の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。

⑵ 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

7 入札

⑴ 入札書の様式は、入札書(様式第8号)による。

⑵ 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとし、郵送による提出は認めない。

⑶ 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「物品等の名称」を記載すること。

⑷ 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状(別紙様式第9号)を作成し提出させること。

⑸ 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。また、法人の代表者(支店長等の受任者を含む。)が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。

⑹ 入札価格には、輸送費、登録及び関税等通常の取引において必要とされる諸経費を含む総額とする。

8 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて開札を行う。

開札に立ち会わない入札者は、開札結果の通知に必要な返信用封筒に、受取人の住所、氏名又は名称等を明記のうえ、所定の料金の切手を貼ったものを入札書とともに提出しなければならない。

9 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

⑴ 入札公告に示した入札参加資格のない者(入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。)のした入札

⑵ 申請書に虚偽の記載をした者のした入札

⑶ 委任状を持参しない代理人のした入札

⑷ 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札

⑸ 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札

⑹ 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札

⑺ その他入札に関する条件に違反した入札

10　再度入札

⑴　予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。

⑵　再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。

⑶　入札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度の入札に参加することはできない。

11　落札者の決定方法

⑴　規則第 120 条第1項の規定により作成された公告2の⑴の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

⑶　落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者としない。

12　その他

⑴　申請書に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。

⑵　入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

⑶　入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。

⑷　落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。

⑸　入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。

⑹　本件契約の条項は、規則の規定による物件購入契約約款（昭和 39 年8月県告示第 707 号。）による。

⑺　その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。

様式第1号（一般競争入札参加資格確認申請書）

年　　月　　日

山形県高度技術研究開発センター所長　殿

住所又は所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名　　印

一般競争入札参加資格確認申請書

下記物品の調達等に係る入札参加資格について確認されたく申請します。
なお、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1　調達物品等の入札公告日及び名称
⑴　入 札 公 告 日　令和8年2月 27 日（金）
⑵　物品等の名称　A重油

2　添付書類
入札公告3の⑻を証する書面

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

様式第7号（一般競争入札仕様書等に関する質問書）

年　　月　　日

山形県高度技術研究開発センター所長　殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名　　印

競 争 入 札 に 関 す る 質 問 書

下記物品の調達等に係る仕様書について、下記のとおり質問します。

記

1　調達物品等の入札公告日及び名称
⑴　入 札 公 告 日　令和8年2月 27 日（金）
⑵　物品等の名称　A重油

2　質問事項等

様式第8号（入札書）

入　　札　　書

年　　月　　日

山形県高度技術研究開発センター所長　殿

入札者　住　所　又　は　所　在　地
氏名又は名称及び代表者名
印
〔　代理人氏名　　印　〕

山形県財務規則及び山形県契約約款により入札条件を承認し、下記のとおり入札します。

記

入　札　金　額	￥
入札保証金額	免　除
品名及び規格	A重油 （規格は仕様書のとおり）
購入予定数量	60,000 リットル
納　入　場　所 又は引渡場所	山形県高度技術研究開発センター内　指定場所 （山形市松栄二丁目２－１）
納　入　期　間 又は引渡期限	令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで
摘　　要	代金の支払は、1か月ごとの精算払い 納入は、大型ローリー車による地下タンクへの給油

※1　入札者の「住所又は所在地」並びに「氏名又は名称及び代表者名」は、必ず記載すること。（代理人が入札する場合であっても記載することとするが、その場合、代表者印の押印は不要。）

※2　代理人が入札する場合は、※1の記載に加え、〔　〕欄に代理人が記名・押印のうえ入札すること。

様式第9号（委任状）

委　　任　　状

年　　月　　日

山形県高度技術研究開発センター所長　殿

住所又は所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名　　印

私は　　を代理人と定め、下記の権限を
（使用印鑑　　）
委任します。

記

1　A重油の入札並びに見積に関する一切の件

2　委　任　期　間

年　　月　　日　から

年　　月　　日　まで

仕様書

1　品名及び規格等

品目番号	品名	給油方法	規格	納入場所	購　入予定数量
1	A重油	大型タンクローリー車給油	日本産業規格K2205 1種1号	山形県高度技術研究開発センター内地下タンク	60,000ℓ

(1)　大型タンクローリー車給油は、10 キロリットルから 20 キロリットル積載車程度とする。
(2)　納入方法は、指定する納入日に指定する数量を指定する方法で納入する。

2　市場価格の変動等の事由により、契約単価の変更が必要であると認められる場合は、下記により協議を行うことができるものとする。
　下記(1)から(3)の価格は、消費税及び地方消費税抜きの額とする。

(1)　前回契約価格決定時の指標価格（山形県会計局会計課の A 重油契約価格）と、現行の指標価格に2円以上の変動があった場合は、受注者又は発注者から協議の申し出を行うことができる。
(2)　変更契約額（増減額）は、前回契約決定時の指標価格と現行の指標価格の価格差額とし、変更契約額（増減額）の算定においては指標価格の増減幅の小数点第2位を四捨五入するものとする。
(3)　単価を変更する場合は月単位で同一単価とする。